

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条関係：令和5年4月1日施行分）

改正案	現行
<p>第1条～第16条の3 省略 （勤勉手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員</p> <p>当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>第18条～第21条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の大磯町職員の給与に関する条例（次条及び第3条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>第2条 令和4年度分の会計年度任用職員の給与については、改正後の給与</p>	<p>第1条～第16条の3 省略 （勤勉手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員</p> <p>当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>第18条～第21条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>(給与の内払)</u></p> <p><u>第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大磯町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	
別表第1～別表第3 省略	別表第1～別表第3 省略